

産業競争力の強化に関する実行計画（2015年版）（平成27年2月閣議決定）（抄）

二. 重点施策の内容、実施期限及び担当大臣

1. 「日本産業再興プラン」関連

(2) 雇用制度改革・人材力の強化

人材こそが我が国の最大の資源であるという認識に立って、働き手の数（量）の確保と労働生産性（質）の向上の実現に向けた思い切った政策を、その目標・期限とともに具体化する必要がある。

このため、少子化対策に直ちに取り組むと同時に、世界水準の高等教育や失業なき労働移動の実現を進める一方で、若者・女性・高齢者等の活躍の機会を拡大する。これらにより、全ての人材が能力を高め、その能力を存分に発揮できる社会を構築する。

施策項目	施策の内容及び実施期限	担当大臣
女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築等	「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」の実現に向けて、国・地方公共団体、民間事業者に対し、数値目標の設定を含めた女性の活躍推進のための行動計画の策定等を求めるべく、必要な法的措置を速やかに講じる。	内閣総理大臣 (女性活躍担当大臣) 厚生労働大臣
「放課後子ども総合プラン」の推進	「放課後子ども総合プラン」に基づき、学校施設の徹底活用など、全小学校区での放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な、又は連携した運用等が着実に実行されるよう、平成26年11月に改正した次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「行動計画策定指針」により、自治体に平成26年度内の計画策定を求める。	文部科学大臣 厚生労働大臣
待機児童解消加速化プランの推進	平成25・26年度の2か年で約20万人分（児童人口の減少等による定員減少を加味すれば約19万人分）、平成27年度からの3か年で約20万人分（上記の減少を加味すれば約21万人分）の保育の受け皿を確保することで、平成29年度末までに、潜在的な保育ニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を新たに確保し、保育の質を確保しつつ、「待機児童ゼロ」を目指す。	厚生労働大臣

<p>「子育て支援員」の創設</p>	<p>地域のニーズに応じた幅広い子育て支援分野において、育児経験等が豊かな地域の人材が活躍できるよう、必要な研修を受講した場合に「子育て支援員」として認定する仕組みを子ども・子育て支援新制度の施行（平成 27 年 4 月）に併せて創設する。</p>	<p>厚生労働大臣</p>
--------------------	--	---------------